

**新温泉町防犯カメラ設置補助金交付要綱 (平成29年 8月30日告示第72号)**

最終改正:令和 5 年 3月29日告示第28号

改正内容:令和 5 年 3月29日告示第28号 [令和 5 年 4月 1 日]

○新温泉町防犯カメラ設置補助金交付要綱

平成29年 8月30日告示第72号

**改正**

令和 5 年 3月29日告示第28号

新温泉町防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、安全なまちづくりの一層の実現に向けて、犯罪防止及び地域の見守り力の向上を図るため、防犯カメラの設置を行う地域団体に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、新温泉町補助金等交付規則（平成17年新温泉町規則第40号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 専ら犯罪の予防を目的として公道等（不特定多数の人が通行する私道等を含む。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。
- (2) 地域団体 自治会、自主防犯組織その他の一定の地域を基盤に活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
  - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
  - イ 活動を行う地域の多数の世帯又は住民で構成されていること。
  - ウ 活動を行う地域の世帯又は住民が自由に加入できること。
  - エ 規約や代表者の定めがあること。

(補助金交付対象)

**第3条** 補助金の交付を申請することができる団体は、防犯カメラを設置する地域団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 防犯カメラを設置する地域の合意が形成されていること。
- (2) 防犯カメラを設置する場所の所有者の許可を得ていること。
- (3) 防犯カメラを設置することについて、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を得ていること。

(補助対象事業)

**第4条** 補助対象事業は、以下の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの機能要件が別表第1に掲げるものであること。
- (2) 公道等を撮影するものであること。
- (3) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- (4) 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。
- (5) 防犯カメラを設置する地域の合意が形成されていること。
- (6) 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者等の承諾・許可（法令、要綱等に基づく許可等が必要である場合はそれを含む。）を得られ、又は事業開始までにその見込みがあること。
- (7) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。
- (8) 次に掲げる事項を含む防犯カメラの管理運用規定が定められ、又は事業開始までにその見込みがあること。
  - ア 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務に関すること。
  - イ 撮影していることの明示に関すること。
  - ウ 記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法に関すること。
  - エ 記録した映像の利用及び提供の制限に関すること。
  - オ 苦情処理の対応に関すること。
  - カ その他防犯カメラの管理及び運用に関すること。
  - キ 防犯カメラの設置場所について検討された結果を示す図面（地域安全マップ）の提出があること。
- (9) 補助金の交付申請を行った年度の終了までに事業完了の見込みがあること。

(補助対象経費)

**第5条** 補助対象経費は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、補助対象経費に10分の7を乗じて得た額とする。ただし、防犯カメラの設置1か所につき

140,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする地域団体の代表者は、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 新温泉町防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)  
(2) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

**第8条** 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を新温泉町防犯カメラ設置補助金交付可否決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。  
(事業内容の変更等)

**第9条** 補助金の交付決定を受けた団体(以下「補助対象団体」という。)の代表者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を、あらかじめ町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

- (1) 新温泉町防犯カメラ設置補助事業変更申請書(様式第3号)  
(2) その他町長が必要と認める書類  
2 補助対象団体の代表者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、新温泉町防犯カメラ設置補助事業中止・廃止承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。  
(補助金の概算払)

**第10条** 町長は、必要があると認めるときは、交付を決定した額を限度として、概算払をすることができる。

- 2 補助対象団体の代表者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、次に掲げる書類を事業が完了する3週間前までに町長に提出するものとする。  
(1) 補助金等請求書(様式第7号)  
(2) 交付可否決定書の写し  
(3) 事業支払状況表  
(4) 町補助金概算払額算出調書  
(事業の実績報告)

**第11条** 補助対象団体の代表者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該事業年度に属する3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 新温泉町防犯カメラ設置補助事業実績報告書(様式第5号)  
(2) その他町長が必要と認める書類  
(補助金額の確定)

**第12条** 町長は、前条の規定による実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する金額を確定し、新温泉町防犯カメラ設置補助金額確定通知書(様式第6号)により、速やかに当該補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求)

**第13条** 町長は、補助対象団体の代表者から提出される補助金等請求書(様式第7号)により補助金を交付する。この場合において、第10条の規定により概算払を受けているときは、これを差し引いて請求するものとする。

(補助金の交付)

**第14条** 町長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

**第15条** 町長は、補助対象団体の代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。  
(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。  
(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。  
(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。  
2 町長は前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を新温泉町防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、速やかに当該補助事業者に通ずるものとする。  
(防犯カメラの管理及び処分)

**第16条** 補助対象団体の代表者は、当該事業により取得した防犯カメラについて、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の対象となった防犯カメラは、補助金の交付から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内に撤去又は移設してはならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。  
(補則)

**第17条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**（令和5年3月29日告示第28号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新温泉町防犯カメラ設置補助金の交付に関する要綱の規定は、令和5年度以降の年度分の補助金の交付請求について適用し、令和4年度分以前の補助金の交付請求については、なお従前の例による。

（この告示の失効）

- 3 この告示は、令和6年度の支出の完了の日限り、その効力を失う。ただし、第15条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

別表第 1 (第 4 条関係)

| 種別    | 機能要件                                                                                                                  |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カメラ   | ① 有効画素数が38万画素以上であること。<br>② カラー画像であること。<br>③ 作動時間が1日24時間であること。<br>④ 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること。<br>⑤ 屋外用として使用できる防雨機能があること。 |
| レコーダー | ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。<br>② 記録間隔が1秒間に4コマ以上であること。<br>③ 有効画素数が38万画素以上での記録ができること。<br>④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。      |

別表第 2 (第 5 条関係)

| 補助対象経費                                                                                                          | 補助対象外経費                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 映像機器(カメラ)、映像表示機器(モニター)、映像記録機器(ハードディスクレコーダー等)及びその他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入を要する経費<br>(2) 前号に掲げる機器の取付け又は設置工事に要する経費 | (1) 既存の設備の撤去に要する経費<br>(2) 土地の造成及び土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費<br>(3) 防犯カメラシステムを維持管理することに要する経費 |

## 様式第1号 (第7条関係)

年 月 日

新温泉町長 様

申請者 団体名  
代表者 住 所  
氏 名  
連絡先 TEL (        )        -

## 新温泉町防犯カメラ設置補助金交付申請書

標記の補助金について交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

- 1 名 称        新温泉町防犯カメラ設置補助金
- 2 補助を受けようとする補助金の額        円 (千円未満切捨て)  
※上限14万円
- 3 防犯カメラ設置工事の開始及び完了予定日  
年        月        日 ～        年        月        日
- 4 添付書類
  - (1) 収支予算書
  - (2) 防犯カメラ設置補助事業計画報告書
  - (3) 調査票
  - (4) 防犯カメラの設置に係る見積書の写し
  - (5) 防犯カメラの仕様書等
  - (6) 防犯カメラの設置について地域の合意が形成されていることを示す書類
  - (7) 防犯カメラの適正な設置及び運用に係る誓約書
  - (8) 防犯カメラの設置場所が分かる位置図
  - (9) 防犯カメラ設置箇所の全景写真及び防犯カメラによる撮影箇所の写真
  - (10) 防犯カメラ管理運用規程
  - (11) 防犯カメラ設置に必要となる許可書等の写し (該当する場合のみ添付)
  - (12) 当該地域団体の概要が分かる資料
  - (13) その他町長が必要と認める書類

## 様式第2号 (第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

新温泉町長

印

## 新温泉町防犯カメラ設置補助金交付可否決定書

年 月 日付けで申請のあった新温泉町防犯カメラ設置補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

## 1 交付する

(1) 交付決定額 金 円

(2) 交付の条件

2 交付しない  
理由

## 様式第3号 (第9条関係)

年 月 日

新温泉町長 様

申請者 団体名  
代表者 住 所  
氏 名  
連絡先 Tel (         )         -

## 新温泉町防犯カメラ設置補助事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で決定のあった防犯カメラ設置  
補助金について、事業の内容に変更が生じたため、次のとおり変更を申請します。

## 1 変更事由

## 2 変更内容

## 3 添付書類

- (1) 防犯カメラ設置補助事業変更報告書
- (2) その他町長が必要と認める書類



## 様式第4号 (第9条関係)

年 月 日

新温泉町長 様

申請者 団体名  
代表者 住 所  
氏 名  
連絡先 Tel (         )         -

## 新温泉町防犯カメラ設置補助事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で決定のあった防犯カメラ設置  
補助金について、次のとおり事業の中止又は廃止の承認を受けたいので、申請します。

## 1 中止又は廃止事由

## 様式第5号 (第11条関係)

年 月 日

新温泉町長 様

申請者 団体名  
代表者 住 所  
氏 名  
連絡先 Tel ( ) -

## 新温泉町防犯カメラ設置補助事業実績報告書

標記の補助事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 名 称 新温泉町防犯カメラ設置補助金
- 2 補助金の予定額 \_\_\_\_\_円 (千円未満切捨て)  
※上限14万円
- 3 防犯カメラ設置工事の開始及び完了日  
年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 防犯カメラ設置補助事業実績報告書
  - (2) 防犯カメラの購入及び取付工事に要した費用に係る領収書の写し
  - (3) 防犯カメラ及び表示板の設置状況が確認できる現況写真
  - (4) 設置した防犯カメラで実際に撮影した映像の写真
  - (5) 収支精算書
  - (6) その他町長が必要と認める書類

様式第 6 号 (第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

新温泉町長 印

## 新温泉町防犯カメラ設置補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新温泉町防犯カメラ設置補助金について、次のとおり補助金の額が確定しましたので通知します。

補助確定金額 金 円

## 様式第7号 (第13条関係)

## 補 助 金 等 請 求 書

金 円

ただし、新温泉町防犯カメラ設置補助金として

|          |   |
|----------|---|
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 補助金確定額   | 円 |
| 既受領額     | 円 |
| 今回請求額    | 円 |

## &lt;根拠&gt;

新温泉町防犯カメラ設置補助金交付可否決定書 ( )

新温泉町防犯カメラ設置補助金確定通知書 ( )

上記のとおり、補助金を精算(概算)払によって交付されたく、請求します。

年 月 日

新温泉町長 様

代表者名

住 所  
団 体 名  
⑩

様式第8号(第15条関係)

第 号  
年 月 日

様

新温泉町長 印

## 新温泉町防犯カメラ設置補助金交付決定取消通知書

年 月 日日付け 第 号で交付決定のあった新温泉町防犯カメラ設置補助金について、次のとおり補助金の交付決定を取り消したので、新温泉町防犯カメラ設置補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
  - 2 交付取消額 円
  - 3 取消しの理由
-